第49回 荒川区都市計画審議会 議事録

日時:令和2年3月23日(月) 場所:区役所分庁舎4階 会議室

午後3時54分開会

○都市計画課長 定刻より前になりますが、これより第49回荒川区都市計画審議会を開催させていただきたいと思います。

本日は大変御多忙の中、本審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。 私は事務局をしております、都市計画課長の川原でございます。どうぞよろしくお願い いたします。

まず、本日の会議ですが、17名の委員の方に御出席いただいており、有効に成立して おりますので、御報告申し上げます。

そして、ここで皆様に御提案がございます。

過日、3月16日に本審議会委員である荒川区議会議員の小坂眞三様が御逝去されました。審議に入る前に本審議会として、故・小坂眞三様の御冥福を祈り、黙祷を捧げたいと思うのですが、皆様御協力いただけますでしょうか。御起立をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。それでは、黙祷いたします。 黙祷。

[黙 祷]

○都市計画課長 黙祷を終わります。お直りください。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。1つ目が「会議次第」、2つ目が「議案・資料」、A4横のものでございます。以上2点でございます。御確認のほどよろしくお願いいたします。

なお、都市計画図、折り畳んでございますが、こちらのほうも用意させていただきました。ここだけで見ていただくように、お願いできればと思います。お席にない方はいらっしゃいますか。大丈夫ですね。

続きまして、会議次第2、委員の変更に入る前に御報告がございます。過日、小出本審議会会長から、急用のため、本日の会議に出席できない旨の連絡が事務局にありました。 荒川区都市計画審議会条例第5条3項には、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」とあり、これに基づきまして、進行役を会長職務代理の小峰委員に進行をお願いしたいと思います。

小峰委員、よろしくお願いいたします。

○会長職務代理 ただいま事務局からございましたように、会長職務代理の小峰でございます。今日の審議会、有意義なものとしたいと思います。皆さん忌憚のない御意見等を頂ければと思っております。

先ほどありました小坂区議ですが、私、ちょうど25年前に、荒川区の土木部長をしているときから、ずっといろいろな機会でお会いすることがございまして、また、この審議会で御一緒できるということで、ありがたく思っていたんですが、大変残念でございます。それでは、早速議題に入らせていただきますが、議題は2点、都市計画道路に関するも

のでございます。

それでは、座って進行させていただきます。よろしくお願いします。

会議に入ります前に、当審議会条例施行規則第5条に、「会議の公開」について定めが ございます。本日、傍聴を希望する方がおりませんので、このまま会議を進行させていた だきます。よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第2、委員の変更に進みたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○都市計画課長 事務局でございます。前回の審議会以降で、委員の変更がございました ので御報告申し上げます。

議案資料1ページ、荒川区都市計画審議会委員名簿を御覧ください。

行政機関といたしまして、先月、2月17日付で、警視庁荒川警察署長が交代し、新た に櫻井文博署長が委員に就任されました。

新委員の任期につきましては、審議会条例第4条1項に基づきまして、前任者の残任期間となりますので、令和2年5月31日までとなります。

委任状につきましては、席上配付をもちまして「委任状の伝達」に代えさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、櫻井新委員から一言お願いいたします。今、マイクを御用意しますので、よ ろしくお願いします。

○7番委員 先月、荒川警察署長に着任いたしました櫻井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私、警察では交通関係を主にやっておりまして、前任署は、第二方面交通機動隊ということで、大田区、品川区を管轄する白バイ隊におりました。また、免許本部とか、あと犯罪抑止対策本部などでも勤務しております。荒川区の地はまだ、あまり分かりませんけれども、皆さんから教えていただきながら頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○都市計画課長 ありがとうございました。以上をもちまして、会議次第2にございます 「委員の変更」の御報告を終わります。会長にマイクをお戻しいたします。
- ○会長職務代理 それでは、会議次第3の議事に進みたいと思います。

今回、御審議いただく案件は、昨年9月24日に開催いたしました第47回都市計画審議会で、事前説明と現地視察を行った案件でございます。いずれも都市計画道路の変更となり、本審議会で答申を行うものでございます。

進め方についてですが、①の補助92号線、②の補助188号線の案件につきまして、 1件ごとに事務局からの説明の後、質疑を行い、答申していきたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○都市計画課長 それでは、初めに、①都市計画道路補助92号線の変更について、説明

をさせていただきます。

こちら、都市計画の種類及び名称としましては、東京都市計画道路幹線街路補助線街路 第92号線(東京都決定)でございます。

本日の案件は、①、②とも、まず、場所の御案内が必要かと思いますので、一旦こちらの大きい都市計画図を御覧いただけますでしょうか。

こちら図面の左下のほうに、西日暮里三丁目が黄緑色、そして、その上に西日暮里四丁目が黄色で、用途地域が示されているんですが、その三丁目の中に「補92」ということで、太い線が2本、真ん中に細い線が1本ございます。こちらが先にお話しさせていただく、①のほうの都市計画道路でございます。この前後もあるんですが、荒川区の管内ですと、この場所だけになります。

そして、ここの緑色の一番下のほうを見ていただきますと、補助188号線と書いてございまして、こちらが②の案件の都市計画道路の部分になります。いずれも、荒川区は、西日暮里三丁目と四丁目だけが高台になっていまして、JR山手線、京浜東北線等、この場所から見ますと、線路の向こう側の諏訪台なり道灌山と言われている位置になります。では、一旦概略の場所の説明を終わります。

続きまして、説明の順序でいきますと、こちら東京都が理由書を付けていますので、そこから読みたいと思います。恐れ入ります。何ページか送っていただきまして、9ページをお開きいただけますでしょうか。座って説明させていただきます。

9ページ、タイトル、都市計画の案の理由書でございます。

先ほど申し上げましたとおり、東京都市計画道路の幹線街路補助線街路第92号線でございます。こちら今回の変更案の理由です。このまま読ませていただきます。

補助線街路第92号線は、北区西ケ原一丁目を起点とし、台東区上野七丁目を終点とする、延長約4.8キロメートルの路線である。

本路線のうち、環状第4号線から終点までの約2,520メートル――環状第4号線の部分というのは道灌山通りのところになりますが、そこから終点の台東区上野までの距離、ここの約2,520メートルの区間は、平成16年3月に東京都と特別区で策定した「区部における都市計画道路の整備方針」において、都市計画の見直し候補区間に選定され、都市計画見直しの方向性を「地区内交通の円滑で安全な処理に必要な道路や、安全な歩行空間の確保、防災性の向上等の観点も含めてまちづくりに関する検討を行った上でまちづくりと整合のとれた都市計画道路の見直しについて検討する」こととしている。

この方針に基づき、当区間が通過する日暮里・谷中地区の歴史的・文化的資産と貴重な 緑が存在する地域の特性を踏まえた上で、地域における「交通」「安全」「防災」の観点 から検討した結果、都市計画道路の必要性が低いことを確認した。

このため、当区間の都市計画を廃止することとし、本路線の終点位置を変更するとともに、延長を約2,230メートルに変更する。

また、本路線の全線について、車線の数を2車線に決定する。

こちら一番最後の行の部分は、都市計画法が変更になりまして、今の決定ですと、道路の幅員を幅のメートルだけでなくて、車線数を規定するということで、実際に北区田端の一部慨成でできているところは、上下線とも一車線ずつの2車線になっていますので、それを追認するような形の変更を、ここに表示させていただいているものでございます。

それでは、今、お話しさせていただいたところで、廃止する区間を確認いただければと思います。すみません、ページの数字が消えかかっておりますが、6ページがちょうど廃止する区間のメインが、図面の左上が補助92号線の環状4号線との交差部となりますので、ここからだんだんと南に降りていきまして、途中、言問通りが環3の部分になりますが、これを超えて、それから上野桜木に入りまして、博物館の前を通った後に、JRを越えたところまで黄色の破線になっていますが、ここの部分を廃止と計画変更するものでございます。

この内容は5ページに、先ほど、理由書でお話しした内容を示すとともに、この拡大図は、次の7ページ、8ページで、A3両面の折り込みの形になっています。ちょっと向きを変えて御覧いただきますと、まず、7ページ、こちらは北区のほうからつながっている道灌山通りが水色ですので、ここの部分は、これまで車線が決まっていなかったところを2車線にさせていただくということ。

それから、右下のほうにつながっていく黄色のところ、「補92」「20M」は、横線2本で消してありますが、ここの部分は廃止するということでございまして、この図面と裏面のところがつながっているんですけれども、西日暮里三丁目の中を通過しまして、ちょうど8ページの真ん中辺、「補188」は、後ほど②で説明させていただきますけれども、日暮里駅から谷中銀座に向かう間の通りでございまして、ここの都市計画線も廃止するという都市計画案が、ただいまの①の内容でございます。

雑駁な説明ですが、92号線の廃止に関して、資料の説明は以上でございます。どうぞ よろしくお願いいたします。

○会長職務代理 ありがとうございました。これまでの説明の中で御質問等ございました ら、お願いいたします。質問のある委員は挙手を頂きまして、そうしますと、事務局のほ うでマイクをお届けしますので、それで御質問等をお願いしたいと思います。

どうぞ。

○5番委員 9ページの都市計画の案の理由書というのは、なかなか分かりづらいですよね。読みづらいといいますか、東京都が作ったのを、そのまま孫引きしたと思いますけれども、それで、下のほうの「この方針に基づき、当区間が通過する」とあり、当区間というのは、環状 4 号線より南側という趣旨かと思います。

それから、下から3行目、「本路線の終点位置を変更する」とありますが、これも環状 4 号線の北側という趣旨かと思いますけれども、そういう理解でよろしいのかどうか。

それから、7ページの青いところは、補助92号線、新しく造るわけですけれども、私は何回もこの審議会で発言しておりますけれども、ここをぜひ無電柱・無電線化ということで進めていただきたい。その点について、むしろ確認的にお聞きしたいんです。

それと、ここはずっと住宅地域なんですね。果たして、これらの実現可能性というのを どの程度考えておられるのか、今までの補助92号線というのは、ほとんど実施されなか ったわけですよね。ここが急に補助92号線になっても、住民の方の理解を得られるのか どうか、本当に実現性はどうなのか、そこをお聞きしたいと思います。

○都市計画課長 事務局でございます。今、9ページのお話でございます。

おっしゃったとおり、東京都の都市計画審議会用の理由書を、そのまま横引きさせていただきました。ちょっと補足させていただきます。「当区間が」というところは、今回廃止する予定のところでございますので、先ほどもお話しさせていただいたとおり、環状 4 号線道灌山通りのところから、終点である台東区上野七丁目までの2,520メートル、先ほど、6ページの図面で言うと、黄色で表示した92号線の部分ですが、ここを廃止するところでございますので、御確認いただければと思います。

続きまして、この水色の部分の整備の部分のところ、無電柱化をお願いしたいということと、さらに住居地域なので、整備できる可能性があるのかということのお尋ねですが、こちら東京都施行の予定で、優先整備路線に平成28年4月の方針ではなってございます。ただし、過去の経過もございまして、もし整備に取りかかる場合には、地元に対して十分説明し、地元の理解を取った上で作業に入るようにということは、日頃から私ども荒川区は、東京都に対して申し入れてございます。今後もそういった形で動く場合には、ちゃんと説明をして理解を得た上で、取りかかっていただきたいということは、引き続き要望して、それから入っていただくように考えてございます。

ですから、実現性の部分につきましては、ちょっと施行主体が荒川区でないものですからお答えできないんですが、今の段階では、優先整備路線として、整備する予定であるという事実であることだけは、御理解いただければということでございます。

無電柱化の部分でございますが、北区内で既に整備中のところも、無電柱化で施工しておりますので、もしここを施工する場合には、無電柱化で施工することになるだろうということは、施行主体ではございませんけれども、今、そういう形で、一部できているところはそう進めていますので、そのようになると考えてございます。

- ○会長職務代理 5番委員、よろしいですか。
- ○5番委員 下から3行目、「本路線の終点位置を変更する」というのは、環状4号線の 北側という趣旨ですね。そういう理解でよろしいですか。
- ○都市計画課長 終点がこれまでは台東区上野七丁目であったところを、環状4号線の北側、要するに、環状4号線とぶつかるところが終点に変わるという意味でございます。 5番委員おっしゃるとおりでございます。失礼いたしました。

○会長職務代理 6番委員、どうぞ。

○6番委員 今の御意見に関連して、補助92号線の水色の部分は廃止ではなくて、残るわけですけれども、この廃止される黄色い部分から水色の部分を通ってつながっていくことに、この道路に都市計画上の意味があったと思いますが、そうでなくなって途中で切れることになりますので、とりわけ田端駅前通りまでは、一定もう拡幅が終わっていると思うんですが、それ以降の田端一丁目、西日暮里四丁目のところを抜ける補助92号線というのは、ここの部分も見直しがなぜ入らなかったのか、東京都の考えがあればお聞かせいただきたい。

それから、住民の皆さんの納得が得られてからというお話がありましたが、私の聞いているところでは、長く住民の皆さんが、もう周りは一定の道路が整備されているので拡幅は必要ないという意見も多くて、東京都も住民の理解を得るのが難しいのではないかという発言をしているようですけれども、その辺のところを知ることがあればお聞かせください。

○都市計画課長 少し説明が漏れている部分がございますので、資料の4ページをお開きいただけますでしょうか。4ページの中段に表が付いてございまして、先ほど9ページの理由書でお話しさせていただきましたが、平成16年3月の時点で、ここの黄色の部分の区間は、都市計画の見直し候補区間に選定されたというものでございます。平成16年3月というのは、第3次都市計画道路整備方針を定めた時点ですので、このときに、先ほど、6番委員にお話しいただいた水色の部分は、優先整備路線に上がっていたところでございます。

ですから、そもそも黄色の部分と水色の部分では、第3次整備方針のときに、道灌山通りを挟んで位置づけが違っていたということは、その時点で都が主体となって考えたところですが、区も追認していたところでございます。

その次の行に、平成27年12月とございまして、ここの時点では、見直し方針についてということで、見直し候補区間の全区間廃止という記載がございます。

この黄色で示したところは、やはり廃止の方向ですということを、はっきりと意思決定 したところでして、これと前後しまして、平成28年4月には、第4次事業計画というの が都から発表されまして、そのときには、やはり水色の部分は優先整備区間に位置づけら れたという状況でございます。

ただし、そこに取りかかるときに、地元の方に説明するときの入り方等もうまくなかった部分があった感じはございましたが、いまだ、現地を測量できていない状況であることは、私どもも存じ上げてございまして、先ほども御説明させていただきましたが、もし整備等に移る場合、まずは、ちゃんと地元に説明して進めていただきたいということをお話ししてございます。

今日は所長もおいでいただいていますが、私どもふだんから建設事務所と意見交換して

いまして、その中でも入る場合には、しっかりと地元に説明をお願いしたいということは 言っているところでございます。ただ、今の位置づけでは、優先整備区間となっています ので、そういう状況であることだけは認識してございます。

そして、すぐに今、何かここの場所、水色の部分に取りかかろうという予定はないと聞いていますが、もし入る場合には、しっかりと地元に説明し、私どもにも説明を頂ければということは、引き続き要望してまいりたいと考えてございます。

- ○会長職務代理 15番委員、お願いします。
- ○15番委員 東京都第六建設事務所、所長の吉野でございます。荒川区内の道路・河川 の事業を担当しております。

1つ目の92号線ですが、こちらについては、計画部門から聞いた話ですが、やはり道 灌山通りまで抜けることによって、交通のアクセス等もできるということで、ここについ ては優先整備路線であるという話を聞いております。また、事業化につきましては、しっ かりと御説明を地元にさせていただいて進めていきたいと考えておりますので、よろしく お願いいたします。

それから、もう一つあった無電柱化のお話でありますが、東京都の方針としては、新規 に道路を造る場合には、全て無電柱化の道路で整備する方針ですので、こちらにつきましても、整備のときには、無電柱化・無電線化で整備させていただきますので、どうぞよろ しくお願いいたします。

- ○会長職務代理 ほかの委員の方、御質問等ございますか。 16番委員。
- ○16番委員 渡邉です。道灌山通りの南側、今回廃止になるところですけれども、これまで15年間、都市計画道路ということで出されてきていたと思います。こちら都市計画道路内というのは、建築をするに当たって、結構いろいろな条件が付されるんですね。ちゃんと、そこだけ壊せるようにしないと駄目ですよという形で、施工されている建物というのはありますか。
- ○都市計画課長 事務局でございます。16番委員御承知のとおり、都市計画道路内は建築の制限がございまして、前は2階建てだったんですが、基本的に、ちょっと緩まって3階建てまで建てられるようになり、簡易に除却できるような建物であるということで、私ども建築指導課のほうでも、都市計画法第53条の許可等を処理しているところでございます。

たしか道灌山通りから入ってちょっとのところに、普通の戸建ての建物みたいな形の建築が1軒だけあったような気がしております。それ以外は、今のところ、例えば、今お話があったような大きな建物で、計画線内だけは分離して低くという場所はなかったと記憶してございます。

併せて、ちなみに荒川区内は、この95条の計画線の範囲が、現況の道路と重なってい

るところがございませんので、全くできていないといったほうが近い状況がございます。 そういった点もありまして、あまりこれまで都市計画線があるからということで、それぞれの方が齟齬を感じて、計画を立てたということはなかったように思っています。

- ○16番委員 では、影響なしですね。
- ○会長職務代理 よろしいですか。

ほかの委員の方いらっしゃいますか。

質問がないようでございますので、本案件につきまして、審議会といたしましては、了 承したいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

〔拍 手〕

○会長職務代理 ありがとうございます。本案件につきましては、了承とさせていただきます。

では、次の案件に進ませていただきたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○都市計画課長 ②都市計画道路「補助188号線」の変更についての御説明でございます。

先ほどの御説明と大分かぶりますが、まず、10ページをお開きいただきまして、1、都市計画の種類及び名称ですが、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第188号線でございます。こちら、荒川区と台東区の区境にある通りですので、両方で決定しているものでございます。

- 2、計画の内容ですが、こちらの全区間の廃止でございます。
- 3、検討及び策定の経緯を示させていただきました。

先ほどの説明ともちょっとダブる部分はありますが、御確認する形で見ていただければ と思います。平成16年3月、区部における都市計画道路の整備方針で、先ほどの92号 と合わせまして、ここの188号線も見直しの候補区間に選定されました。

その後、まちづくり、特に谷中のまちづくり等々の整合をにらみながら、見直し方針ということで、平成27年12月に、全区間廃止の方向を決定したものでございます。

そして、それ以降、まちづくりの整合をにらみながら、令和元年、昨年8月、変更の素 案の説明会を第一日暮里小学校と台東区内の小学校で実施いたしまして、参加人数は、記 載のとおり113名、107名でございます。

その後、廃止の変更の手続を進めるために、東京都知事との協議を経まして、その後、都市計画案の公告・縦覧を行って、本日に至ったものでございます。もちろん、この間、 先ほど会長職務代理からも御説明ありましたが、9月のこちらの都市計画審議会で、事前 説明させていただいたものでございます。

最後の行になりますが、2月19日から3月4日まで、都市計画案の公告・縦覧、これは区決定ですから、区に出していただきました。実際には、縦覧の方0名、意見書等を出

せるシステムに都市計画法を整備していますが、意見書0名ということで、これで問題なければ、このまま手続を進めていきたいと考えているものでございます。

おめくりいただきまして、13ページに、188号線を中心にした図面がございますので、見ていただければと思います。

図面の右手が日暮里駅の駅前広場でございまして、そこから6メートル幅で、谷中のほうに、坂を経て上がっていきまして、JRをまたがっているところが下御隠殿橋、幅員15メートルで道路の整備ができているところでございます。その後、坂道を上がっていきまして、諏訪台通りをちょっと過ぎるところまでが、現況でほぼ整備されているところですが、夕やけだんだんの直前のところの一部、6.2メートル程度の区道がございます。そして最後は、先ほど①で御説明させていただきました補助92号線にぶつかっている位置にあるものでございます。

こちら、その下の14ページの理由書は、92号線と似ておりますが、冒頭の部分だけ 読ませていただきます。

都市計画の案の理由書、2、理由でございます。補助線街路第188号線は、荒川区西日暮里三丁目を起点とし、同区西日暮里二丁目の終点に至る、延長約460メートルの路線でございます。

補助線街路第188号線は、平成16年3月に東京都と特別区で策定した「区部における都市計画道路の整備方針」において、都市計画の見直し候補区間に選定され、都市計画の見直しの方向性を「地区内交通の円滑で安全な処理に必要な道路や、安全な歩行者空間の確保、防災性の向上等の観点も含めてまちづくりに関する検討を行った上でまちづくりと整合のとれた都市計画道路の見直しについて検討する」こととされている。

この方針に基づき、本路線が通過する日暮里・谷中地区の歴史的・文化的資産と貴重な緑が存在する地域の特性を踏まえた上で、地域における「交通」「安全」及び「防災」の観点から検討した結果、都市計画道路の必要性が低いことを確認し、平成27年12月に廃止の方針を決定した。

こちらが今回、都市計画案として、審議に出させていただいた内容でございます。 雑駁ですが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○会長職務代理 ありがとうございました。それでは、これまでの説明の中で、御質問等がございましたらお願いいたします。
- ○5番委員 補助188号線が廃止されるわけですね。これ、13ページの地図を見ていると、補助188号線というのは、ほとんど完成されていたんですよね。大きな変更点というのは、この黄色の延長上にある夕やけだんだんですよね。夕やけだんだんの手前の西日暮里三丁目からの部分だけが狭くて、あと、残りは全部幅15メートルでやっていたわけですね。

それから、JRと並行した6メートルというのは、これ、実際はもっと広くなっている

んですよね。6メートルというより、むしろ15メートルぐらいあると思います。

変更点は、要するに、この夕やけだんだんの手前の極めて短い距離であり、右のほうの6メートルは、実際は既に広くなっているわけですよね。それで、ここは、都の名称とは別に、荒川区で、いわゆるというような新規名称を考えていただいてもいいと思うんです。なかなか景観のいいところなんですよね。それから、歩いていても楽しいところで、ずっと歩いていくと、千代田線のほうにまでずっと歩いていけますから、何らか荒川区だけでも名称をつくってほしい感じがいたします。

○都市計画課長 事務局でございます。

まず、幅員等の関係ですが、委員御認識のとおり、京成日暮里駅にすぐ沿ったところの 6 メートルの斜路、ここも完成でございます。それから、J Rを立体でまたがっている下御隠殿橋も1 5 メートルで完成でございます。さらに、そこから坂道で上がっていって、諏訪台通り、彫塑館前の通りのところまで、ここはほぼ1 5 メートルで、もう出来上がってございまして、そこの通りから9 2 号線のぶつかるところ、夕やけだんだんの手前のところだけが6 メートルぐらいの部分でございます。おっしゃるとおりでございます。

今、たまたま新型コロナの関係で、観光の方は少なくなっていますが、これまではもうものすごい――年初めの七福神巡りから始まって、本当に観光客の方がいっぱい来ているところでございます。

愛称名を定めるのもいいアイデアだなと思ってございます。ただし、こちら台東区と荒川区との境にある区道でございまして、協定を結んでおりまして、15メートルのところは、ふだんの維持管理を台東区でやっていただいている部分となってございます。荒川区が維持管理しているのは、細くなった諏訪台通りから、夕やけだんだんに向かう途中のところの部分ですので、委員の意見を参考にしながら、管理している台東区ともちょっと打合せをして、なじみのいい名称等ができるかどうかは検討させていただきたいと思います。御意見ありがとうございました。

○会長職務代理 よろしいでしょうか。

ほかの委員、御質問はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長職務代理 御質問等ございませんので、本件につきましては、審議会といたしまして了承としたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

〔拍 手〕

○会長職務代理 御異議ないようですので、本案件につきましては、了承とさせていただきます。

続きまして、会議次第4、その他に進ませていただきます。

次回の審議会につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○都市計画課長 都市計画課長でございます。次回の審議会の予定につきまして、御説明

申し上げます。

次回の審議会につきましては、現在のところ未定ですが、開催予定でございます。詳しい日程につきましては、改めて御連絡を差し上げたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長職務代理 ありがとうございました。

では、今までの全体の中で、ほかに御質問等ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長職務代理 ないようでございますので、本日の審議会は、これをもちまして終了と させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。御苦労さまでした。

午後4時37分閉会